「鹿児島県森林整備保全事業ICT活用工事(ICT土工等)試行要領」の改正に係る対比表

	現
(趣旨)	(趣旨)
第1条 (略)	第1条 (略)
(目的)	(目的)
第 2 条 (略)	第2条 (略)
(ICT活用工事)	(ICT活用工事)
第3条 (略)	第3条 (略)
(対象工事)	(対象工事)
第 4 条 (略)	第4条 (略)
(発注手続)第5条	(発注手続) 第 5 条
(ICT活用工事の実施内容) 第6条 1 ICT土工 (略) 2 ICT法面工(法面整形工) (略) 法面整形工については、土木量1,000㎡未満の場合に適用することとし、土工量 1,000㎡未満の場合は、ICT土工(第6条1項)を参照すること。 ※土工量1,000㎡未満(以上)とは、盛土量及び切土量を合算した数量をいう。	(ICT活用工事の実施内容) 第6条 1 ICT土工 (略) 2 ICT法面工(法面整形工) (略) 法面整形工については、土木量1,000㎡未満の場合に適用することとし、土工量 1,000㎡未満の場合は、ICT土工(第6条1項)を参照すること。 ※土工量1,000㎡未満(以上)とは、盛土量 <u>又は</u> 切土量 <u>1,000㎡未満(以上)</u> の場合をいう。
3 I C T 舗装工 (略) 4 I C T 付帯構造物設置工 (略) (1) 概要 (略) (2) 施工プロセスの具体的な内容 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 3次元設計データ作成は、I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。T I N形式でのデータ作成は必須としない。	3 I C T 舗装工 4 I C T 付帯構造物設置工 (1) 概要 (略) (2) 施工プロセスの具体的な内容 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 3次元設計データ作成は、I C T 土工と合わせて行うが、I C T 付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。T I N形式でのデータ作成は必須としない。

改 正 現 5 ICT作業十工 (略) 5 ICT作業土工 (略) 6 ICT小規模土工 (略) 6 ICT小規模十工 (略) (ICT活用工事の実施手続) (ICT活用工事の実施手続) 第7条 (略) 第7条 (略) (工事の積算) (丁事の精質) 第8条 工事の積算(受注者希望型)については以下のとおりとする。 第8条 工事の積算(受注者希望型)については以下のとおりとする。 発注者は、「森林七木工事積算基準書」、「森林整備保全事業標準歩掛」及び「森林整 発注者は、「森林十木丁事積算基準書」、「森林整備保全事業標準歩掛」及び「森林整 備保全事業施工パッケージ型積算方式試行実施要領」に基づく積算を行い発注するが 備保全事業施工パッケージ型積算方式試行実施要領」に基づく積算を行い発注するが 契約後の協議により I C T 活用工事の施工を指示した場合は、「鹿児島県森林整備保全 契約後の協議により I C T 活用工事の施工を指示した場合は、「鹿児島県森林整備保全 事業ICT活用工事試行積算要領」及び「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方 事業ICT活用工事試行積算要領」及び「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方 式試行実施要領」に基づき設計変更する。 式試行実施要領」に基づき設計変更する。 なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる経費について (削除) は、間接費に含まれることから別途計上はしない。 (略) (略) (ICT活用工事に適用する要領, 基準類) (ICT活用工事に適用する要領. 基準類) 第9条 (略) 第9条 (略) (工事の成績評定) (工事の成績評定) 第10条 (略) 第10条 (略) (施工管理・監督・検査) (施工管理・監督・検査) 第11条 (略) 第11条 (略) (実施証明) (実施証明) 第12条 (略) 第12条 (略) (その他) (その他) 第13条 (略) 第13条 (略) 附則 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年6月1日から施行する。